

検査又は調査の結果(平成30年度)

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月12日	日産信楽長石	長石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・原動機を使用する選鉱場に係る使用開始前の検査記録について、整理し保存するよう指導した。
7月17日	米原	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・鉱山労働者に対する再教育について、保安規程で規定した頻度で実施するよう指導した。 ・保安委員会における議事のうち、発生した災害の原因及び対策に関する事項、現況調査に関する事項及び作業手順の改廃に関する事項を記録するよう指導した。 ・保安委員会において、鉱業権者が講ずべき措置の実施状況の確認及び評価を実施する時期を実際の時期に整合させるよう指導した。 ・鉱業を休止しようとするとき又は鉱業権を放棄しようとするときは、現況調査を行い、その記録を保存するよう指導した。
7月26日	多賀	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	なし。
9月6日～7日	平木	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、鉱山の粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、鉱山の集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	なし。
9月25日～26日	伊吹	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・保安委員会における、現況調査及び審議の結果について、保安委員会議事録に記載するよう指導した。 ・地下施設内作業者を対象に年1回待避訓練を行うよう指導した。 ・異常気象や地震など、保安上危険の有無を検査する必要がある場合の検査について、その結果を記録するよう指導した。
9月27日～28日	中瀬・中瀬製錬所	アンチモン	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、附属施設からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・選任している次の作業監督者の職務範囲を保安規程に規定する必要がないか、現状調査等を実施して精査するよう指導した。 坑廃水処理施設 粉じん発生施設 鉱煙発生施設
10月16日～17日	中竜	鉛・亜鉛	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	なし。
10月18日～19日	大江山・大江山製造所	ニッケル	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、附属施設からの鉱煙が基準に適合しているか、附属施設からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	なし。
10月25日	米原	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山に係る立入検査を行った。	不適	・実施中の休閉山作業については、休閉山実施計画書を作成し、保安に万全を期すよう指導した。
11月2日	畑長石	長石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・保安を確保するための措置については、鉱山の実情に合った見直しを適切に実施するよう指導した。
11月26日～28日	掛津	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、鉱山からの排水が基準に適合しているか、鉱山の集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	不適	・次の巡視、点検、検査に関する事項について、現況調査を実施して保安規程に規定するよう指導した。 地震・台風及び風災害等の発生時の巡視体制(但し、巡視者に危害が及ぶ場合を除く) 車両系鉱山機械及び自動車の日常点検 ・次の特定施設に関する事項について、現況調査の実施等により再評価をし、必要な場合は保安規程の変更を検討するよう指導した。 鉱業廃棄物の作業に関する作業監督者と特定施設の関係 貯鉱場(粉じん発生施設)の範囲 捨石集積場の使用状況の使用状況による施設管理体制(巡視、点検、測定)
11月30日	内堀	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・第1系列破砕選鉱場のNo.3ベルトコンベア(重錘)については、巻き込まれ防止対策を講じるよう指導した。
12月6日～7日	近江	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているか、鉱山からの騒音・振動が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	不適	・措置の実施状況を定期的に確認するよう指導した。 ・電気工作物の定期点検を実施するよう指導した。 ・ナンバーなしの自動車の精密点検を実施するよう指導した。
2月8日	朝宮	長石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	なし。
2月22日	飯盛	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の危害防止措置が適切かについて立入検査を行った。	適	なし。
2月27日	福山	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	・自動車が通行する鉱山道路については、転落防止措置を講じるよう指導した。 ・二次クラッシャーから貯鉱ビンへのベルトコンベア横通路入り口部分については、安全な通路にするよう指導した。 ・工場電気室「低-1経路」の絶縁抵抗について、基準を満たすよう指導した。 ・防じんマスクを着用させる作業について、作業内容に応じた防じんマスクを着用させるよう指導した。 ・保安を確保するための措置の評価の結果、措置の実施状況が十分でない場合、あるいは措置内容が適切でない場合は、必要な措置を講ずる又は保安規程を変更するなど、措置の内容を見直しを行うよう指導した。

注1:操業状態の区分は、次のとおり。
稼行:鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止:鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止:鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2:結果の区分は、次のとおり。
不適:鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
適:「不適」以外の検査等の結果。